

議案第45号

守口市事務分掌条例の一部を改正する条例案

守口市事務分掌条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成27年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市事務分掌条例の一部を改正する条例

守口市事務分掌条例（昭和63年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条市民生活部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「文化振興」を「文化」に改め、「こと」の次に「（文化財の保護に関するものを除く。）」を加え、同号を第8号とし、同項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

(9) 生涯学習に関すること。

(10) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

(11) 青少年に関すること。

第3条中「秘書」の次に「及び危機管理」を加える。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。